

「令和8年度自主防犯活動活性化事業」委託仕様書 (特殊詐欺等対策事業)

1 業務の目的

県内において特殊詐欺や窃盗等の犯罪が増加している現状を踏まえ、被害の未然防止を図るため、各地域の自主防犯団体等に新たな自主防犯活動の実施を委託し、他地域への波及を図ることで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。

2 業務の名称

自主防犯活動活性化事業（特殊詐欺等対策事業）

3 委託期間

契約の日から令和9年1月31日（日）まで

4 委託業務の内容

特殊詐欺等対策事業（5団体）

特殊詐欺や窃盗等の被害を未然防止するため、地域の防犯体制を強化するとともに、住民の防犯意識の向上に繋がる新たな取組の実践

【活動例】

- (1) これまで実施のなかった地域での年金支給日における啓発活動の実施
- (2) 地域でデザインした啓発品を活用し、地域のイベント等で配布
- (3) 地域住民を集め、犯罪の未然防止に関する講話を実施し、講話の内容や地域安全マップを反映したチラシを作成・配布

5 経費対象の例

実施企画案に基づく事業に要する経費（物品購入費、用紙代、印刷費、講師謝礼、会場使用料、交通費）

※ 事業を実施する者の人件費、飲食費は対象経費に含めることはできない。

6 実績報告等

事業終了後は、事業の実施結果やその成果等を記載した実施結果報告書を作成し、県に提出することとする。

また、活動成果を他地域に波及するため、実施結果報告書を基に報告会を開催する。

その際に、県の求めに応じて、この報告会に参加し、活動事例の報告等をお願いする。（報告会の出席に係る旅費等は自己負担）

7 その他

上記のほか、委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。